

鹿児島森林管理署デジタル複合機保守契約

仕様書

はじめに

本仕様書が示す内容は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、製品として当然備える事項については、完備しているものとする。

1 概要

(1) コピー機能・プリンター機能・スキャナー機能を有するデジタル複合機として鹿児島森林管理署のLAN回線へ接続し、パソコンからの作業が円滑に行えるようメンテナンスを実施すること。

(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号「グリーン購入法」）及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成22年2月5日閣議決定「基本方針」）に定める判断基準を満たしていること。

2 数量、構成及び機能

複合機の構成・機能は次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、かつ、LANと接続し、設置後優良な運用ができること。

(1) ハードウェア

設置台数1台

各機器仕様のとおり。

(2) ソフトウェア

デジタル複合機を各パソコンから使用するにあたり、円滑に使用できるソフトウェアを提供すること。

(3) プリンター及びスキャナー機能の設定

① プリンター及びスキャナー機能の設定においては、担当職員の指示に従うこと。

② 各パソコンへの接続については、良好な使用ができるよう設定すること。

③ LANに接続することにより発生した事案については、LAN運用管理者と協議し、円滑な運用ができるよう対処すること。

3 運用及び保守

(1) 受注者においては、常時良好な状態を保つため、メンテナンスを行うこと。

(2) 技術職員が2時間以内で訪問できる場所に駐在し、故障発生時等は即対応できること。なお、保守対応受付時間は8時30分から17時までとする。

4 保守契約

(1) 定期・随時の機器修理及び消耗品（用紙、ステープルを除く。）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、枚数区分による1枚当たりの単価契約とする。

(2) LAN接続設定等に関する事項は、鹿児島森林管理署担当者と事前に十分な打合せをすること。

(3) 機器等の調整及び動作確認については、担当職員と日時等を打ち合わせ、事務に支障のないように実施すること。

(4) 機器等を新たに調整した場合は、操作についての説明を行うこととし、併せてパソコンにプリンター及びスキャナーを登録する方法及びソフトウェアの操作説明等を行うこと。

5 情報セキュリティの確保

- (1) 業務遂行にあたっては、発注者から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成15年6月26日農林水産省訓令第11号）」について説明を受け、「情報セキュリティに係る遵守事項」（別添1）について遵守すること。
- (2) ソフトウェアについては、セキュリティ上の問題やソフト上のバグが見つかっていない最新版を導入し、セキュリティ対策を全て行うこと。
- (3) 本調達の受注、施行にあたって知り得た事項については、外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、当署の指示に従うこと。

6 入札要領

入札にあたっては、モノクロ・フルカラー毎に1台当たり使用予定枚数に単価を乗じた金額を合計し、その総額を入札すること。（消費税は省く）

入札にあたっては、仕様書と以下を参考とすること。

機器仕様（設置台数 1台）

モノクロ 1台当たり使用予定枚数 145,000枚／年

フルカラー 1台当たり使用予定枚数 85,000枚／年

設置場所：鹿児島森林管理署

※予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

7 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

情報セキュリティに係る遵守事項

1 システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

2 システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず遵守することとする。

- (1) 責任者、監督者を定めること。
- (2) 作業者及び作業範囲を明確にすること。
- (3) システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- (4) 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (5) 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- (6) 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。
- (7) 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (8) 機器の搬出入は、運用管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと
- (9) 開発・保守記録の提出をすること。
- (10) マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- (11) 開発・保守を行った者のユーザID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

3 システムの導入

(1) 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、運用管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。

- (2) 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

4 ソフトウェアの保守及び更新

(1) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。

(2) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期に運用管理者に情報を提供すること。

5 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

なお、情報機器の廃棄に関しては、データ消去実施日時、HDD情報、実施結果、消去方法などの消去記録とコメントを記した消去作業完了証明書を提出すること。

6 他の情報システムとの接続

他の情報システムと接続する場合は、事前に十分な試験を行うこと。試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、運用管理者と対処方針を協議すること。

7 運用管理

- (1) 保守を行う要員の業務範囲及び責任範囲を明確にすること。
- (2) 鹿児島森林管理署担当者との連絡体制を確立すること。なお、保守対象時間外であっても緊急時には連絡の取れる体制とすること。
- (3) ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。
- (4) ユーザの情報は、厳重に管理すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、外部に漏らさないこと。

8 事後対応

- (1) 情報セキュリティに関する事案がある場合は、鹿児島森林管理署担当者に報告し、速やかに原因の究明に努めること。
- (2) 事案に係る関係機器のアクセス記録及び事案内容並びに経過について整理し、保存すること。また、事案に係る再発防止の措置を検討し、速やかに対策を講じること。